

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母又は父が、就職に必要な技術を身につけるため、厚生労働省が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の一部を支給します。

補助金額 教育訓練受講費用の60%（1円未満切捨て）
上限200,000円 下限12,000円
（雇用保険法に規定する教育訓練給付金の受給資格の方は、
その受給額を差し引いた額）

※受講する講座が厚生労働省の指定する講座なのか事前にハローワークで確認してください。
指定された講座であることが分かる「教育訓練給付金支給要件回答書」を、ハローワーク
で作成してもらい、提出してください。

利用できる人

1. 香芝市に住民票がある
2. 20才未満の子を扶養している。
3. 児童扶養手当の支給を受けている。又は、同等の所得水準である。
4. 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない。
5. 自立教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる。
6. 過去に、自立支援教育訓練給付金を受給していない。

雇用保険に1年以上加入
の場合はハローワークで
申請

対象講座

1. 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座であること。
2. 就業に結びつく可能性の高い講座として厚生労働省が別に定める講座。
3. 市長が地域の実情に応じて対象とする講座。

厚生省の教育訓練講
座検索システムで確
認する

手続き

1. 事前相談

児童福祉課窓口で事前相談

2. 講座指定の申請

「受講対象講座指定申請書」を提出し、受講開始前に児童福祉課で講座指定の申請をする。

- 必要書類（★は、公簿等で確認できる場合は省略可）

- ① 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（第1号様式）
- ② 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（第2号の2様式）
- ③ 戸籍謄本（申請者・児童）
- ④ 児童扶養手当証書（写し）
- ⑤ 申請者の所得証明（★）
- ⑥ 受講講座のパンフレット
- ⑦ 教育訓練給付金支給要件回答書（一般教育訓練）（ハローワークでもらう）
- ⑧ 同意書
- ⑨ 調査書
- ⑩ マイナンバーまたは運転免許証（本人確認）

・申請月が1～7月の場合、前々年の所得がわかるもの
・所得額、扶養人数、控除額等がわかるもの
・本年1月1日に香芝市に住民票がない方のみ

3. 教育訓練給付金支給の申請

訓練終了後、30日以内に申請をする。

- 必要書類

- ① 自立支援教育訓練給付金支給申請書（第3号様式）
- ② 自立支援教育訓練給付金交付請求書（第5号様式）
- ③ 戸籍謄本（本人・児童）
- ④ 児童扶養手当証書（写し）
- ⑤ 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書（第2号様式）
（申請時発行済み）
- ⑥ 教育訓練修了証明書（教育訓練施設発行）
- ⑦ 教育訓練施設の長が発行した領収書（原本）
- ⑧ 教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・決定通知書
（ハローワーク発行・雇用保険法適用の方のみ）
- ⑨ 同意書
- ⑩ 振込先通帳（写し）
- ⑪ 通帳の印鑑（請求書と同一の印鑑）